

2020年3月19日

各位

ゲンダイエージェンシー株式会社
代表取締役CEO 山本 正卓
(コード番号: 2411)
問い合わせ先 取締役CFO 高 秀一
TEL 03-5308-9888(代表)

子会社の異動（株式譲渡）及び営業外費用、特別損失等の計上見込みに関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、当社のシンガポール連結子会社である GDLH Pte. Ltd.（以下、GDLH 社）について、当社が保有する全株式を、シンガポール在住の個人投資家である Seah Chye Tian 氏に譲渡することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件譲渡の完了により GDLH 社は当社の連結範囲から除外されます。

また、本件株式譲渡に伴い、当期決算において、営業外費用、特別損失等を計上する予定でありますので、あわせてお知らせいたします。

記

I 子会社の異動（株式譲渡）について

1. 株式譲渡の理由

当社は、2019年10月18日付で公表した「海外子会社における事業の全部廃止の方針決定に関するお知らせ」において記載のとおり、GDLH 社が営む東南アジア電子カジノ運営受託事業からの完全撤退の方針を決議しております。

この方針に基づき、これまでの期間、2020年3月末日までの撤退を目標として、会社及び事業一体での売却、もしくは保有するカジノマシンの一括売却等、保有資産の処分について関係者との交渉をすすめてまいりました。これまでの交渉の過程においては、まずは、マシンの売却交渉を優先してまいりましたが、市況が極端に悪化している状況下における中古カジノマシン売却は難航いたしました。

こうした状況下において、今後、事業を廃止し、その後会社清算を選択した際における撤退手続の長期化や追加損失の発生可能性等のリスクを踏まえ、一方で、現時点において、当社が保有する GDLH 社株式全部の譲渡した場合の影響についても、それぞれ慎重に比較検討いたしました。その結果、当社が保有する GDLH 社株式全部の譲渡が、将来の損失抑制の観点から最も適切であると判断したことから、今回の株式譲渡を決定いたしました。

2. 異動する子会社の概要

(1)商号	GDLH Pte. Ltd.
(2)所在地	シンガポール
(3)代表者の役職・氏名	マネジングディレクター アリズアン・アシャド
(4)事業内容	東南アジアにおけるカジノ運営の受託
(5)資本金	5百万米ドル（日本円 約540百万円）
(6)設立年月日	2017年2月1日

(7)大株主及び持株比率	ゲンダイエージェンシー株式会社 80% アリズアン・アシャド 20%		
(8)上場会社と当該会社との関係等	資本関係：当社は当該会社の80%を所有しております。 人的関係：当社からの取締役の派遣1名があります。 取引関係：当社から当該会社への金銭の貸付があります。 関連当事者への該当状況：当該会社は、当社の連結子会社であり、関連当事者に該当しております。		
(9)最近3年間の財政状態及び経営成績			
	2017年12月期	2018年12月期	2019年12月期(注)
純 資 産	4,188 千米ドル (483 百万円)	2,751 千米ドル (305 百万円)	152 千米ドル (15 百万円)
総 資 産	4,282 千米ドル (473 百万円)	5,085 千米ドル (564 百万円)	1,963 千米ドル (215 百万円)
1 株 当 たり 純 資 産	0.86 米ドル (94.66 円)	0.55 米ドル (61.09 円)	0.03 米ドル (3.19 円)
売 上 高	195 千米ドル (22 百万円)	833 千米ドル (92 百万円)	537 千米ドル (58 百万円)
営 業 利 益 (△は損失)	△816 千米ドル (△92 百万円)	△1,286 千米ドル (△142 百万円)	△1,377 千米ドル (△150 百万円)
経 常 利 益 (△は損失)	△811 千米ドル (△91 百万円)	△1,417 千米ドル (△157 百万円)	△1,490 千米ドル (△163 百万円)
当 期 純 利 益 (△は損失)	△811 千米ドル (△91 百万円)	△1,436 千米ドル (△159 百万円)	△2,599 千米ドル (△284 百万円)
1 株 当 たり 純 利 益 (△は損失)	△0.16 米ドル (△22.93 円)	△0.29 米ドル (△31.90 円)	△0.51 米ドル (△56.95 円)
1 株 当 たり 配 当 金	-	-	-

円換算レートは、各決算日時点における為替相場によっております。

(注) 本日時点において、現地法人における会計監査が未了であることから、暫定数値として記載しております。

なお、2019年12月末日以降、本日時点までにGDLH社は同社借入金650千米ドルの返済を行っており、また、同社は本日時点までに債務超過に転じていることから、本日時点における同社の財政状態(総資産及び純資産)は大きく変動しております。

3. 株式譲渡の相手先の概要

(1)氏名	Seah Chye Tian
(2)住所	Poh Huat Garden, Singapore
(3)上場会社と当該個人の関係、その他特筆すべき関係	当社と、相手先及びその近親者、当該個人及びその近親者が過半数を所有している会社等並びにその子会社との間には、記載すべき資本関係、人的関係および取引関係はありません。また、当社又は当社の関係者若しくは関係会社と当該個人又は当該個人の関係者若しくは関係会社との関係について、特筆すべき関係はありません。

4. 譲渡株式数、譲渡価額及び譲渡前後の所有株式の状況

(1)譲渡前の所有株式数	4,000,000株 (議決権の数：4,000,000個) (議決権所有割合：80%)
(2)譲渡株式数	4,000,000株
(3)譲渡価額の総額	GDLH社は、本件譲渡予定日において債務超過の状態にあり、事業キャッシュ・フローも継続的に負であることから、譲渡価額については、当事者間の合意により400米ドルとしております。
(4)譲渡後の所有株式数	0株 (議決権所有割合0%)

5. 日程

2020年3月19日	取締役会決議
2020年3月23日	株式譲渡契約締結(予定)(注)
2020年3月中	株式譲渡実行(予定)(注)

(注) シンガポールにおいては、新型コロナウイルス対策の一環として、本年3月16日より同国への新たな入国制限が実施されております。当社では、本年3月中の株式譲渡完了に向けて諸手続きの準備を進めておりますが、この先、当該入国制限の影響により、当初予定していた手続き等の遅延が発生するおそれがあり、その場合、本件株式譲渡が3月末までに完了しない可能性があります。

よって今後、日程の延期等が生じる場合には、すみやかに追加の開示を行います。

6. 今後の見通し

本件株式譲渡が、予定通り本年3月中に完了した場合、GDLH社は当社グループ2020年3月期末において、連結から除外される予定であります。また、その場合において、当期の業績に与える影響については、「Ⅱ 営業外費用、特別損失等の計上について」をご参照下さい。

なお、GDLH社の連結除外に伴い、次期以降においては、当社グループの連結業績において、これまでGDLH社が事業不振に伴い継続的に営業損失を計上してきた影響がなくなることとなります。

II 営業外費用、特別損失等の計上について

本件譲渡株式譲渡が、予定どおり本年3月末までに完了した場合、当社2020年3月期の連結決算及び個別決算において、以下の営業外費用、特別損失等を計上することを見込んでおります。

1. 営業外費用

本件GDLH社の株式譲渡に伴い、当社のGDLH社に対する貸付金について、回収可能性を検討し、所要の貸倒引当金繰入額を計上する見込みであります。

(個別) 約83百万円※

※当社第2四半期個別財務諸表において、同貸付金に対して、32百万円の貸倒引当金繰入額を計上済であることから、2020年3月期における個別の貸倒引当金繰入額の総額は約115百万円となる見込みであります。

2. 特別損失

本件株式譲渡に伴い、当期の連結決算において連結上の簿価と売却価額との差額について所要の関係会社株式売却損を計上する見込みであります。

(連結) 約138百万円

3. 税金費用

本件株式譲渡に伴い、当期中において計上したGDLH社株式に係る関係会社株式評価損453百万円(有税加算し繰延税金資産は未計上)が、税務上の当期課税所得から減算される見込みであることから、当期の税金費用が約△136百万円減少(当期純利益が増加)する見込みであります。

(連結) 約△136百万円

(個別) 約△136百万円

4. 2020年3月期の業績予想について

当期の業績予想につきましては、2020年3月2日付「新型コロナウイルス感染症対策に伴うパチンコホールの広告宣伝自粛等及び当社グループへの業績への影響について」において開示のとおり、主力の広告事業における、2020年3月の広告需要減少の影響について評価中であること、さらに、当期末における繰延税金資産の回収可能性の判断に関して、当社の当期末決算集計が完了した時点の数値をもって監査法人との協議が必要であること等の理由により、現時点での見直しが困難であります。よって、当期の業績については、当期の決算発表日(2020年4月17日予定)において開示する予定であります。

以 上